

平成 18 年 6 月 30 日 朝日、毎日、読売、産経、日経新聞（朝刊）5 紙掲載

大阪府環境事業局

ごみ処理手数料の改定について

ごみを適正に処理するための費用負担にご協力をお願いします。

大阪市では、このたび、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が本市の処理施設にごみを搬入する際に徴収する手数料を改定いたします。

◆大阪市では、大幅な人員削減などの改革を通じて、ごみ処理コストの低減に努めておりますが、現在、焼却工場等での処理コストとして10kgあたり約130円の費用がかかっております。

◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「排出事業者責任の原則」が定められており、排出者の皆様におかれましては、適正なごみ処理料金のご負担につきまして、ご協力をお願いいたします。

改定内容

ごみ処理手数料 10kgまでごとに40円50銭を58円に引き上げ
実施時期 平成18年9月1日

※大阪市のごみ処理料金は、240円/10kg（週2回を超える収集の場合）となっています。このごみ処理料金には、焼却工場等での処理経費と収集運搬経費が含まれています。

※収集運搬許可業者が引き出し作業などの付加サービスを伴う収集作業を行う場合には、別途料金が加算されることがあります。

※具体的なごみ処理料金につきましては、契約されている許可業者にお問い合わせください。

お問い合わせ先

※ご近所の地域 担当 電話番号

北区・西成区	北城環境事業センター	6351-4000
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	6323-3511
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	6813-3860
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	6477-1621
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	6714-8411
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	6587-0750
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	6552-0901
東成区・生野区	東部環境事業センター	6751-5311
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	6685-1271
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	6661-5450
平野区	東南環境事業センター	6700-1750

大阪市環境事業局環境政策部環境課 6630-3265